慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	天保人別改令（下）
Sub Title	
Author	幸田, 成友
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.12 (1916. 12) ,p.1701(77)- 1723(99)
JaLC DOI	10.14991/001.19161201-0077
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19161201-0077

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

を再言せざるを得ず。吾人は敢て消費者の利益をのみ見て生産者の利益を輕視する極端なる自由貿易論者に非ずと雖も、併し前々節所述の如き消費者に特有なる事情は此撰定の調査審議に際し、熱心なる各生産者の主張の前に其要求と主張の存在を忘却せらるゝに至らしむるの危險なきに非ず。教授「ジェンクス」氏が「トラスト」の利害研究に際し世人の兎角一般消費者の利益を閑却せるを評して、消費者をば所謂る忘却されたる人（forgotten men）と稱したる其評言は保護關稅の場合に於ても又適切の評言たること少なからず。然かも斯の如く社會多數の人を忘却するは自家の利害に熱中して他を顧るの暇なき被保護生産業者は兎に角、自ら公平の批判者を以て任ずる當路者初め世間の識者批評論家の爲す可き所に非ざる可し。

關稅を手段とせる內國産業の保護、之を唱へ之を評するは易く、適切に之を行ひ之を利用するは頗る難し。今や産業保護の聲益々高からんとするに當り一言其效果を述べて其主張者の注意を促すこと斯の如し。

天保人別改令（下）

幸田成友

老中水野越前守は百姓退轉農村荒廢と都市人口の集中とを憂慮し、天保九年閏四月を以て、之が救濟策を諮問したりしが、郡代代官等が諮問に應じて答書を上れると同じく、江戸北町奉行大草安房守高好も亦答書を上れり。是等の答書中郡代代官の分は悉皆現存せるに拘らず、安房守の分は今之を見るを得ざるを以て、其內容は勿論提出の時期すら明かならず。然れども郡代代官の答書中、提出の期最も遲きは天保十年十月にして、安房守の解任は翌十一年正月なれば、答書の出揃ひたる時期は大略想像せられざるにあらざるなり。

安房守の答書は恐らくは南町奉行筒井伊賀守政憲と連名にて提出せられしなるべし。起案者より同僚に紹介し、其承諾を得て上局に提出すること、當時の慣例な

ればなり。さて安房守の後任遠山左衞門尉景元は、伊賀守の後任矢部駿河守定謙と連名にて、天保十二年八月越前守の命に應じ、該問題に對する意見書を上りしに、越前守は前町奉行安房守及郡代代官等の答書を悉く左衞門尉に交附し、再應評議を盡すべき旨を傳へたり。左衞門尉が駿河守の後任鳥居甲斐守耀藏と連名にて意見を上申したるは、翌十三年五月七日にして、其全文は舊幕府書類中人別調書類と題する寫本に載せたり。

左衞門尉は本問題に關する數十通の意見書を湊合して曰く、安房守及郡代代官等の意見は、品々相違ありと雖も、歸農する所は奢侈の禁制質素儉約の奬勵を基本とし、且つ歸農一條は寛政年間一方ならざる保護奬勵ありしに拘らず、失敗に了り之に要せし費用も亦莫大の金額に上りたれば、向後は御府內の人別を增加せしめざる方法を講ずるに如くはなし。即ち在方より御府內へ出稼する者は限月又は年季を定め、御料ならば代官役所、私領ならば領主地頭役場へ出願し、村役人の送手形又は領主地頭所の證書を以て出府せしめ、當地にては右人別送を證として、奉公人は請人に立ち、又は家屋を貸與することとし、町在一致の嚴法を立てずんば、取締不可能なりとの議多く、予が第一回の上申書に言ふ所も趣旨同一なりと。

左衞門尉の第二回の答書は、自ら「衆議の趣をも折衷致し。尙又談判評議仕候」といへるが如く、頗る詳密を極めたり。今其大略を述ぶれば左の如し。

他國より御府內に出づる者にして、最初より店借するは少く、大抵先づ奉公住を爲し、其間漸次奢侈の風に浸染し、口耳の歡樂に馴れ、遂に當地の人別に加るに至る。然れども故鄕忘じ難きは人情なれば、歸村する者も相應にあるべき筈なるに其事無きは、近年何方にても領主地頭困窮の餘、年貢の先納又は不時の課役を命じ、或は江戸にて借用せる金子返濟延滯の節、金主と相對にて鄕印證文に書替へ、百姓をして引請けしむるを以て、訴訟となるに及びては、百姓等久しく江戸に滯在し、其費用を小前百姓に分賦し、百姓の難儀甚しく、自ら歸村の念を斷つに至らしむ。要するに舊里歸農は奢侈の風俗の改らざる限り、如何程保護奬勵ありとも效無かるべし。去年以來改革の新政行はれ、武家町人とも追々奢侈の弊風を脫するに至りしが、之を行ふこと兩三年にして習性とならば、遊民は衣食住居の利を失ひて、自ら在方に引退し、代官・領主・地頭心を民政に盡し、出費を減ずるに至らば、百姓安心鼓腹して鄕里

を離るゝを厭ふに至るべし。歸農一條は衆議にもあるが如く、自發的にあらざれば效無し。法を立てて強いて歸農せしむるも、元來懦弱の生活を營みたれば、耕耘の勞に堪へず、再び駈落するに至らん。縱令土著するとも、惡風を良民に傳染せしめ、却て土地の害となるべし。故に向後在方の者新に御府內人別に加るを禁止するを可とすべし。然れども禁止嚴重ならば、奉公人の給金職人の手間賃を引上げ、市中の物價に影響し、又武家方をして人足の不足に迷惑を感せしむるや測り難く、而も其給金賃錢は相對のものなれば、官府に於て之に干涉し難し。さりとて人別を正しくするの必要あるは勿論なれば、改革の仕法行屆きたる時機を見計ひ、第一回の上申書に述べたる趣意を以て、下命あるを可とすべし。但、妾房守其外代官より言上したるが如く、人宿より御府內端々へ人を出し、駈落人を引請け、寄子とする類は、看過し難きことなれば、至急取締を立て、且つ人足寄場を擴張し、市中を徘徊する野非人中穢多非人にあらざる分を收容し、各自修得せる手業は勿論、草履・草鞋・炭團・漉返紙等を作らしめ、公儀武家方より町家に至るまで、土方として之を使役するを許し、又穢多非人の分は淺草溜の後方二百坪餘の地に非人小屋を作りて之を收容し、人足寄場同樣手工を敎へ、其賃銀を以て食料を買入れしむべし。要するに諸國の人別平年は法令によりて取締を爲し得れど、一旦凶年に會すれば、離散して御府內に出で、人別忽ち混亂す。故に御府內は言ふに及ばず、代官・領主・地頭を督促して圍穀を爲さしめ、以て非常の用に備へしめなば、自ら駈落人を減ずべし。

此意見書中、歸農の保護奬勵を無效なりと論ぜるは甚だ可し。されど天保改革の進行に待ちて、都市人口の集中を制せんといへる消極的手段は、越前守の滿足せざる所にして、越前守の欲する所は、都市の人口集中を制する積極的手段にありしなり。故に左衞門尉の上申書に對し、越前守は次の如き指示を與へ、寺社奉行勘定奉行と協議し、諸向への達案をも作成すべしと命じたり。

（一）歸農の件は中止とす。御府內人別改の儀は、兩三年の中、市中改革の行屆きたる時機を見て施行すべしといふも、其時機を豫定すること困難なれば、兩三年と言はずして成る可く速に執行することとし、其方法は今より直に調査すべし。

（二）自今在方より江戸人別に加るを得ずと定むべし。

（三）御用人足武家奉公人も成るべく江戸出生の者にて便ずるやう、町年寄名主仕

法を立つべし。大工事にて多數の人足を要する場合には、人足引請人より町年寄に申出で、町奉行所聞濟の上、其時限り在方の者を雇入るゝは苦しからざるも、之を人別に加ふべからす。

(四)人別改は當分の内一年に二回たるべし。

(五)江戸人別を嚴重に改め、在方より入來れる遊民を排斥せば、人足寄場建增は至急を要せざるべし。

(六)非人小屋取建は然るべし。人足寄場は當時幕府より經費を支出せず、油絞を營みて費用を支拂へり。非人小屋も手工の利益を以て支出を償はしめ、別段幕府より經費を出さを要せざる仕法を立つべし。

左衞門尉甲斐守は十月二十六日連名を以て之に奉答する所ありたり。尤も(一)に言へる人別改施行の時期につきては、兩町奉行は越前守の意見を遵奉して、之に應ずべき仕法を調査するより外無く、其仕法は(二)以下の指示に對する答申中に之を詳述せり。而して右上申書に添へたる十三點の書類繪圖面中、(イ)(ロ)(ハ)(ニ)の四通は天保十四年三月二十五日を以て左衞門尉の後任阿部遠江守正藏に交附せられたる人別改令六通中の第三、第四、第二、第六の草案にして、(ホ)より(チ)に至る四通は北町奉行所出入の大工市兵衞、又(リ)より(ワ)に至る五通は、非人頭千代松が北町奉行の諮問に應じ、非人小屋建築其他につきて上申せるものなり。十三點の書類繪圖面の目次左の如し。

(イ)　在方之もの江戸人別入不二相成一在方職人期月を以出稼等之儀に付御觸案、
(ロ)　同斷之儀に付町觸案、
(ハ)　同斷之儀に付諸向へ御達案、
(ニ)　人宿共御府内端々え人差出、在方より出候もの申渡案、
(ホ)　無宿小屋場番所向藥瓶所水戸門番所杉丸太柵其外共御普請仕樣、
(ヘ)　無宿小屋外廻下水井地形足土共御入用内譯、
(ト)　無宿小屋手業場諸番屋藥瓶所杉丸太其外共御普請御入用内譯、
(チ)　右小屋繪圖面貳枚、
(リ)　小屋出來の上相用候道具類買上代銀見積書付、
(ヌ)　人高百人一ヶ月凡積御入用銀高書付、
(ル)　無宿人高百人手業代見積書付、
(ヲ)　右手業代を以非人頭方に而四ヶ年目より可二取賄一旨申立候書付、
(ワ)　無宿人別改令

（ソ）無宿小屋諸色入用書上、

十月十六日の上申書に於て兩町奉行の說明する所は、非人小屋に關する一條を除けば、其他は人別改に關する第三・第四・第二・第六の四令に載する條項を陳述したるに止れば、今省略に從ひ、非人小屋の建築及維持法に關し、兩町奉行の意見を紹介するに止むべし。

白く、淺草溜の後方に間口拾間奥行貳拾間の地あり。溜にて工事ある時、材木切組等に使用せり。此の地に梁間三間桁行拾間高さ壹丈壹尺の無宿非人小屋、四間に五間半の手業場壹ヶ所、非人頭千代松手代請所、藥煎所、手業場見張番屋を建つるものとして、奉行所出入の大工市兵衛に命じ、仕用帳入用帳を差出さしめたるに、合計金貳百參拾九兩壹分と銀拾貳匁五分七厘を要し、右仕樣帳によりて非人頭千代松に見積らしめたる金額より、金五拾八兩銀拾九匁六分八厘八毛を減せり。又千代松の見積書によるに、非人小屋備付の諸道具は、銀七百六拾六匁壹厘四毛を要し、食料は小屋入の非人百人として一ヶ月米拾七石七斗錢五拾參貫百文、銀壹貫七百五十五匁七分六厘壹毛を要す。而して當小屋に收容せらるゝ如き輩は、習ひ覺えたる職業とても無ければ、草履草鞋を作らしむるより外に、衣服食料等を支辨する途無し。然れども不熟練の間は出來高僅少なるは明白なれば、最初三ヶ年間は公儀費用にて非人小屋を維持するものと定め、右期限中に得たる製品賣拂代銀だけは公儀費用を減じて下付し、四年目に至りては、製品賣拂代銀のみを以て食料衣服等を支辨せしむべし。但、小屋其他の修繕費に至りては、全く公儀の費用によらざれば行屆かざるべし。而して非人小屋出來次第、彈左衛門に命じ、同人配下の者をして無宿非人を狩込ましめ、千代松に引渡し、同人をして手業を敎へしめ、製品賣捌高は千代松に於て巨細帳簿に記し、每月左衛門尉方に屆出で、賞罰は千代松より彈左衛門に申立て、同人手限にて或は小屋入を免じ、或は嚴重なる刑罰を加へしむべく、又每月一兩度づゝ市中取締掛與力をして小屋を巡視せしむべしと。

然るに十二月二日に至り、復越前守より左衛門尉に對し、出家せんと欲する者は寺社奉行の免許狀を受くべきこと、願人の不作法は寺社奉行に於て取締るべきこと、及江戸現住の出稼人にも免許狀の規定を應用すべき旨を指示し、裏店住居の內には一期住同前の者あるべきにつき、是等は及ぶ限り人別を減じたしとの希望あ

りたり。同八日左衛門尉は之によりて前に呈したる觸書草案にそれ〳〵訂正を加へ、添ふるに「人別改方之儀に付南北小口年番名主共え申渡」の案を以てせり。これ人別改令六通中の第五に相當するものなり。

かくて是歳十二月願人の取締は寺社奉行より、又園穀の奬勵は勘定奉行より申渡あり、無宿非人の取締は其前月を以て萬石以上以下幷に寺社向へ通達せられ、江戸市中にては非人の狩込始れり。十二月六日越前守より非人寄場建設の儀は伺濟と心得、早々着手すべしと左衛門尉に下命ありしが、公然の許可は天保十四年三月二十五日、即ち左衛門尉の辭職後一ヶ月にして、人別改令六通を阿部遠江守に交附したると同時なり。

六令中最も重要なるは第三及第四にして、前者は在方に、後者は江戸市中に令せらる。第四令は冒頭に、在方の者當地に出で、居馴るるに隨ひ歸郷の念を絶ち、其儘人別に加るもの逐年增加するは、然るべからざることなれば、今般調査の上悉く歸郷を命ずべき筈なれども、既に商賣等を始め、妻子を有せるもあり。一概に歸郷を命じなば難澁少からざるべく、仍て格別の仁惠を施し、年來當地の人別に加れる分は歸農の沙汰に及ばず。將來の取締法を左の如く定むといひ、

（一）向後在方より新に江戸人別に加るを許さず。

（二）大工・左官・木挽・柚其外の諸職人等、當分出稼の者は期月を定め、代官・領主・地頭役場にて聞屆け、村役人の連印及役人の奥書印形ある免許狀を携へ出府すべきを以て、免許狀を證として同居を許し、或は店を貸遣はすべし。

但、免許狀は家主方に保管し、本人氏名は假人別帳に記入し、期月に至り歸村せんとせば、免許狀を返附すべし。

（三）奉公稼に出づる者も、前書同樣、免許狀を持參出府すべきを以て、之を證として請人に立ち奉公せしめ、免許狀は主人方へ差出し、請暇の際受取るべし。

但、右の如く出稼取締を定むと雖も、奉公人員數減少を理由として、給金を貴くすること嚴禁たり。武家方仲間町方下男は一年給金貳兩貳分より三兩までを限り、下女は金壹兩貳分より貳兩までを限り、若輩微弱の者は此規定によらず契約すべし。萬一規定以上給金を望まば、奉行所に申出づべく、又若し規定以上の給金を受くるに於ては、奉公人請人を罪科に處すべく、主人も亦不念たるを免れざる

べし。

(四)從來毎年四月市中の人別を調査し、人別帳は名主方に保管せしが、調査粗漏にして年齢印形等相違し、且つ四月より翌年四月までは出入人別と稱し、家主限にて人別を記入するが爲、其間の出入につき、種々曖昧なる處分ありと聞く。不埒至極といふべし。自今以後人別帳は毎年四月兩役所へ一部宛提出し、名主共方にも一部を控として備置くべし。

(五)人別改方は向後家主方にて店子幷に家族・召仕・同居人に至るまで、生國・菩提所・年齢等を巨細に記入して名主へ提出し、猶一人毎に名主方へ呼寄せ、判元を見屆け、人別帳に調印せしめ、兩役所の分は町年寄へ差出すべし。

但、名主方に備ふる人別帳には、改後の存亡嫁娶の增減は勿論、同居人の出入等まで委細に記入し、印形を改むる者あらば其旨を附記したる上、調印せしめ、不時に奉行所より問合あるとも、毫も差支無きやう爲し置くべし。

(六)毎年九月に至り、四月提出の人別帳を名主に下附するを以て、增減を記入して再び提出すべし。

(七)四月提出の人別帳は奉行所に於て前年の人別帳と對照し、年齢印形等まで調査すべきを以て、決して油斷すべからず。

(八)町方の者出家するか、或は髮を剃りて道心者願人となり、或は吉田白川家配下の陰陽師神事舞太夫等の門下となり、免狀を受けんと欲する者あらば、町役人より町奉行所に申出で、吟味の上之を許可すべし。

(九)當地市中の者轉宅の節、從前人別送無かりしが、向後は前住居支配名主より轉宅先の支配名主へ通知を送るべし。

(一〇)近年當地へ入込み、獨身にして裏店を借受くる者の中には、一期濟同樣の者もあるべけれは、是等は早々歸鄉するやう取計ふべし。

との十條を擧げ、前記各條を遵守すべし。人別の儀は町役人の主要なる職務なれば、之を等閑に附すべからず。若し等閑の取扱を爲すことあらば、名主家主の役儀を剝奪したる上、更に嚴重の處分に及ぶべしと結べり。

村方に布達せられたる第三令の冒頭は、第四令と殆ど相同じく、又此の第一項は彼の(一)(二)(三)に相當すれども、免許狀下附の手續を說くこと稍、精細なり。曰く、大工・

左官・木挽・柚其他職分にて當分出稼に出づる者、及奉公稼に出づる者は、期月年限を定め、村役人連印を以て代官・領主・地頭へ出願せば、代官所の手代又は私領の家來にて、之に奥書印形を加へて交附するを以て、出府の上は右免許狀を家主或は主人に差出し、且つ何方に同居し又は奉公せる旨を村方に通知し、期月年限に至らば一旦村方に立歸り、幾回出府するも同樣の手續を取るべしと。

第三令第二項には、廻國・修行・六部・順禮等に出づる者は、從來村役人或は菩提所寺院より勝手に往來手形を請取りたる由なれども、以來は村役人より代官・領主・地頭へ出願し、前條出稼人の取扱に準じ、免許狀を交附すべしとあり。第一令は右の如き取扱方なるにより、免許狀無き者は關所を通過せしむべからざる旨、關所守衛の向々へ相達すべしと、大目付目付へ申渡したるまでなり。又第三項は出家陰陽道修行の手續を、第四項は人別取締方を規定し、出稼人期月年限に至り歸村せずんば、代官地主へ出訴すべしとし、第五項及末文は第四令の（一〇）及末文と大同小異なり。

第二令は萬石以上以下に對し、今回人別改方の發令ありたれば、領分知行所役場在勤の家來をして精々勸農を諭示し、在方人別の減少を來さざるやう注意あるべしといひ、大要第三令に同じ。但、文章語勢に於て主客の別あるは、彼は村方へ達せられ、此は村方を支配せる領主・地頭へ達せられたればなり。

以上四令を通覽するに、其要點は在方の者新に江戸人別に加るを禁ずるにあり。而して此目的を達せんが爲、在方に於ては出稼人に免許狀を與へ、江戸に於ては人別を整理する方法を取れり。されば第四の町觸中（四）（五）（六）（七）（九）の五項に於て、人別整理の手續を講じたるのみならず、尙南北小口年番名主等を召し、本年は人別改方改革の初、年なれば、名主支配幷に月行事持の場所共、此節より人別を取調べ、早々兩役所分一部宛を調製し、出來次第町年寄方へ提出すべく、調査の方法は諸事觸書の如くなるべし。從來御府内の人別に加れる分は、歸農の沙汰に及ばれずと雖も、近年御府内に入込み、裏店住居の内には、妻子も無く、一期住同樣の者も有るべく、是等は成る可く諭示を加へて歸郷せしめ、御府内人別を增加せざるやう留意すべし。尤も御料は勿論領主に於ても右體の輩を呼戻し、力めて在方人別の減少を防ぐべき筈なるを以て、其旨を存ずべし。以上の趣旨は其方共より遺漏無く町々名主月行事持の場合に通知し、改革の趣旨を嚴守して違ふとなからしむべと注意し（以上第三令）、

又市中取締掛名主等を召し、人宿共御府内端々へ人を出し、在方より來れる者を勸め、充分身元を調査せずして寄子となし、請人となりて武家方等へ奉公に差出すと聞ゆ。不埒の至なり。向後出所不明の者を寄子となし、請判を爲すに於ては、吟味の上嚴重の處分に及ぶべければ、此趣を人宿渡世の者に通知して遺漏あること勿れと申渡し（以上第六令）、名主共よりそれ〴〵請證文を徵せり。

町觸發布に伴ひ名主等は幾多の疑義を生じ、北町奉行所に向つて其解釋指令を請ひ、添ふるに人別書上、出稼の者假人別書上、移轉・奉公・緣組・里子による人別送の雜形等を以てせり。名主等の疑義は、例へば在方より新に江戸人別に加るを禁ずとあれど、在方親類等より重緣又は由緒ありて緣談を取極むることをも差止むべきか。出稼人は免許狀を持參すべしとあれど、現在の出稼人免許狀を得んが爲に一時に歸村せば、當地日用に故障を生ずべし。故に最初に限り、免許狀は國許より現在出稼人手許に送附すべきやう下命ありたし。他國住居にして當地に出店を有する分は、召仕も國許にて抱へたる者なれば、家內惣人數悉く假人別に入るべきか。召仕の中別宅して妻子を有せる分に限り、永住人別に加ふべきか等の如し。但、右十數項の伺書に對しては、遠江守方にて指令の箇條を附札し、四月五日南町奉行所に紹介し、甲斐守の同意を得て之を差出人に返附せり。

人別帳は名主より町年寄の手を經て兩町奉行所に一本宛を提出する手續なれば、町年寄も亦安閑たる能はず。町年寄喜多村彥右衞門樽藤左衞門連名にて、人別帳調製及提出の手續につき、名主共に注意すべき箇條書を町奉行所に提出し、許可を經て名主幷に月行事持場所に通達せり。即ち（イ）人別帳は名主支配限り二三百枚迄を一冊とし、紙數多き分は二冊三冊に綴分け、組合名主持月行事持場所も右に準じ、一組毎に世話縣名主の許に集め、別紙雛形の如く表紙を認め、本年は樽藤左衞門役所へ差出すべく、藤左衞門より其儘兩役所へ提出すべし。（ロ）年々九月に至り、組々世話縣名主は兩役所に出願して、四月提出の人別帳の下附を請ひ、增減記入の上直接兩役所に納むべし。尤も減少の分は元帳に註記し、增加の分にして元帳に書加へ難きは紙數を綴足すべし。（ハ）兩役所提出の人別帳町入用に影響せざるやう麁紙を用ふべしと雖も、區々となるの恐あれば、常住の人別帳は美濃紙、假人別帳は半紙を用ふべく、名主保管の控帳も之に同じ。（ニ）從來年々四月を以て名主支配一町毎の人數

書幷に支配限の合計高を町年寄へ提出せしが、以來一町毎の人數書を廢し、名主支配限の合計高を町方及寺社門前に分ちて提出すべく、組合名主持場所月行事持場所之に準ず。但、用紙は半紙たるべしといひ、之に添ふるに人別帳假人別帳表紙雛形及支配限人別寄高書上の書式を以てせり。時に四月廿九日なり。

人別改令發布より既に一ケ月を經過せり。然れども愈、人別帳調製に著手するに至り、更に幾多の疑惑を生ぜしかば、五月十五日人別懸名主等（名主組合にて毎組に人別取調方主任の名主を撰み之を人別懸名主といふ）より再び伺書十九條を上れり。例へば一人にて地面數ケ所を所有せる家主、又は自身支配外の他町に住せる名主の人別は何方に記入すべきか。出稼人は家守と爲るを得ざるか。女名前は差支無きか。所拂又は追放村拂等の刑を受けたる者は、人別送又は免許狀を先住所より得難し。本人を人別に加へ、或は之に家屋を貸與するには、如何なる手續を取るべきか。迷子捨子は生國知れ難く、又米舂・輕子・柚・大鋸の如きは、日々月々に稼先を變動す、是等は如何に人別帳に記入すべきかと言ふが如し。此中最も重大なりと思惟せらるゝは、市中接近町村の男女は免許狀を得ずして出稼を爲し得べきや否やといへる一項なり。伺書に曰く、歸鄕勸農の御趣意は町方支配境にて嚴重の仕法を立つるを要すと雖も、場末にては在方一方支配場と町方支配場と犬牙錯綜せる所あり。此分免許狀を要すとせば、或は差支を生ずるに至らん。四宿其外入組場所は勿論、都て御府內（東は砂村・龜戸村・木下川村・隅田村まで、西は代々木村・角筈村・戸塚村・上落合村まで、南は上大崎村・南品川御支配場限り、北は千住宿・尾久村・瀧の川・板橋宿まで）と稱する在町は、市中同樣町役人村役人の人別送にて落着するものとせば、下女下男は言ふに及ばず、市中に要する勞働者に不足を感ずること無くして、彼我共に便利ならんと。右伺書の各條につき町奉行所はそれ〴〵指令を與へしが、本條に對しては、四宿幷に在町入組の場所にて出生せる者は伺の通處分し、縱令右場所に家屋を所有するとも、他村出生の者は免許狀を取るべしと答へたり。

五月には名主等第二回の伺書の外、盲人惣錄山勢檢校及新吉原町名主等より伺書を出し、又六月には名主等第三回の伺書及町年寄配下の手代人別に關する伺書出で、此の如くにして四月に提出すべき人別帳は、延期に延期を重ね、漸く七月十一日より八月八日までに組々名主より提出の捗となれり。其間拾四番組名主三十郎

支配の小石川大塚坂下町・西青柳町・東青柳町・大塚坂上町・音羽町一丁目・高源院門前に於て、人別帳調製の爲、一人毎に錢若干文を徵集したること露顯し、人別帳調製の入費は地主の負擔すべきものなるに、地借人店借人より金錢を徵集するは不都合なりとの制令出でたり。

四月に提出すべき人別帳は遷延して八月となり、第二回の提出期たる九月は目前に迫れり。此を以て人別取調縣名主惣代より、本年に限り、特に九月の增減訂正を免除せられんことを願出で、町年寄樽藤左衞門之に同意の書狀を添へて阿部遠江守に呈し、遠江守も亦之に同意し、甲斐守の承諾を經、連名にて越前守に上申したるに、八月二十日に至り、願意聞屆け難し、九月分の人別帳は十一月までに提出すべしと指令ありたり。仍て同日藤左衞門役所へ人別取調縣名主惣代を招き、其旨を傳へしが、申渡中、人別帳の提出期限は閏九月十五日限とあり。かくて四月提出の人別帳は八月二十八日北町奉行所より、又九月十五日南町奉行所より交附せられしが、其際北町奉行所よりは出稼人免許狀の取寄方十分ならざるは請人の不心得より起ると責め、今回交附の人別帳には奉公先主人家主の氏名人宿寄子の稼先等を記入し、九月晦日を限りとし、出來次第屆出づべしといひ、人別帳訂正の書式を示したり。かく提出期の前後三回まで相違せるは何の故なるかを知らず。

九月十九日北町奉行所與力にて人別縣を擔當せる島喜一郎谷村榮五郎が、人別縣名主惣代に告げたる所を以て推すに、第二回提出の人別帳中出稼人員の數は、當事者の手心により、實際より稍減じて計算せられたるにあらずやと疑はるゝなり。與力兩名の申渡に、本月書上の人別は當七月分に比し減少を示さざれば、改革の趣旨に合し難し。故に七月書上の節調査洩なりとて、他國出生の者を本月の書上に加ふるは宜しからず。元來當地永住にあらずして、住居身分も不確定なるにより、調査に洩れたる輩なれば、是等は鄕里に歸還せしむべし。出稼人人數は町奉行所の命令次第如何樣にも減じ得べきものなれども、一般に之を命せば却て不都合の筋もあるべきにつき、右の次第を相心得、名主共手心にて當月書上人數高を減じ、改革の趣意を貫徹すべしとあればなり。

端を天保九年に發し、同十四年に至りて發表せられたる人別改令は、大要以上の如し。之によりて果して越前守期待の如く、百姓退轉農村荒廢を濟ひ、併せて都市人

口の集中を防ぎ得しや。未だ充分なる史料を得ざるを以て明言し難しと雖も、數字上一時出稼人の員數を減じたるまでにて結局失敗に了れるものと言はざるを得ず。天保十四年新建の非人小屋の如きは、嘉永元年收容の非人を解放したる後、再び之に收容せらるゝ者無く、建築物は次第に朽腐破損し、非人頭より修繕を請へども顧みられず、嘉永六年遂に崩壞せり。

人別改令の結果を直接に示し得るは、人別帳による內府人口の統計なり。小宮山綏介氏の「府內の人口」に、天保十四年の人口は町方支配場寺社門前を合し、五拾六萬貳千貳百五拾七人、別に出稼人三萬四千九十一人とあり。同氏「の稿本「芝生の花」に同一の數字を掲げて、其引用書を順立物（舊幕府書類）とす。因て原本に就いて調査せしに、同書に載するは天保十四年七月即ち人別改施行後第一回の調査にして、町年寄樽藤左衞門より此町奉行所に書上げたるものなるを明かにせり。但、小宮山氏の掲げたる數字が原本と相違あるは怪訝に堪へず。又近頃偶然一覽したる寫本松琴隨筆に、天保十五年四月（弘化元年）の人口統計あり。以上兩通の統計には前回の統計と增減を記せるより、幸にして左表の如き計算を得たり。若し弘化元年九月以後連續して人口統計を得ば、人別改令の結果を明白に證明し得べしと雖も、其數字を何書に求むべきか。深く寡聞を愧ると共に同志の示教を待つこと切なり。

	天保十三年四月	天保十四年七月	天保十四年九月	弘化元年四月
町方支配場町人				
男	四七七、三四九	四七九、一〇三	四七七、〇七六	四九一、九〇五
女	二五七、一三〇	二五三、八二〇	二五二、三二七	二五五、七九三
	二二〇、二一九	二二五、二八三	二二四、七四九	二三六、一一二
寺社門前町人				
男	七三、七一四	七四、一五四	七〇、八七六	六七、五九二
女	三八、三八八	三八、五三三	三六、七〇五	三五、〇六八
	三五、三二六	三五、六二二	三四、一七一	三二、五二四
合計	五五一、〇六三	五五三、二五七	五四七、九五二	五五九、四九七
出稼人		三四、二〇一	二九、七四五	二四、〇九二
男		二五、八四八	二二、三七四	一九、一四二
女		八、三五三	七、一〇一	四、九五〇

（終）